

平成27年6月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年6月3日(水)
- 2 場 所 南別館委員会室
- 3 開始時間 午後1時26分
- 4 終了時間 午後3時40分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、島津委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課課長、久保田学校教育課課長、東スポーツ振興課課長、船越生涯教育課課長、新宮文化財課課長、堀之菌学校給食課課長、新甫図書館館長、後藤美術館館長
- 6 会議録署名委員 島津委員、中原委員
- 7 開会
○委員長
それでは、ただいまより、6月の定例教育委員会を開催します。
ご協力をお願いいたします。
- 8 前会議録の承認
○委員長
平成26年5月定例教育委員会の会議録ですが、修正したものをお配りしていますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
○委員長
それでは、前会議録を承認いたします。
- 9 会議録署名委員の指名
○委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、島津委員、中原委員をお願いいたします。
- 10 教育長報告
○委員長
それでは、教育長報告をお願いいたします。
○教育長
(教員の不祥事、生徒の非行に関する事のため、非公開)
- 11 議 事
○委員長
報告第44号、議案第19号の概要を部長より説明いただきまして、詳細については、課長よりご説明をいただきます。よろしく申し上げます。
○教育部長
それではまず報告第44号について報告をいたします。
内容につきまして、資料に書いておりますが、専決処分した事務についてということで、平成27年の3月歳出予算についてでございます。
開けていただきまして、歳入8,210万円の減額、また次2ページ開けていただきまして歳出も同様に8,210万円の減額となっております。

続きまして、次の資料に予算委員会説明資料、歳入を見ると、歳出の分が書いてあります。歳出のほうをご覧いただければと思います。高崎総合公園体育施設整備事業に要する経費ということで、歳入に対する事業、歳出3月専決ということで書いてあります。

内容は、決算見込みによる不用額の減ということでございます。

これは、高崎総合運動公園は、平成26年から27年、2ヶ年にわたる耐震補強工事ということで計画を開始しているところでございます。今年の3月議会で、2ヶ年の工事費の年割といえますか、そういったものの補正をさせていただいております。債務負担行為の補正という形でやっておりました。全体の契約額は変わっておりませんが、これは工期の工事の開始の時期が高崎の花火大会等で遅れたことが主な要因だと聞いておりますが、その結果、平成26年度で達成できなかった工事費については、平成27年度の当初予算で増額補正して計上させていただいております。既に、議会では可決いただいております。そのため、平成27年度の当初予算可決後に、26年度に執行できなかった額8,210万円については、その目標額に残すかということもございましたが、財政課の指導もありまして、市長の専決事項という形で減額補正をするということになりまして、今回こういった市長専決議案として8,210万円を減額補正したものでございます。

続きまして、議案第19号 平成27年度6月補正予算については、両課長おみえですのでざっくり申し上げます。

資料を開けていただきますと1ページ、6月補正予算案の歳入のほうですが、一定寄附金が10万円の増額補正、それから教育費雑入のほうが30万円の増額補正、合わせて40万円の歳入の補正となっております。

開けていただきまして2ページ、充実費につきましては、図書充実費の歳出の補正、それから、一般体育事務費のほうで30万円の増額補正、合計40万円の増額補正ということで、今回6月補正で提案をさせていただくことを予定しているところでございます。内容につきましては、それぞれの両課長からご説明をいたします。

○委員長

それでは、まず、スポーツ振興課長からお願いいたします。

○スポーツ振興課長

それでは、議案第19号のうち、保健体育総務費、一般体育事務費30万円の予算について説明をさせていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

内容につきましては、後ほど報告第34号で都城市少年相撲教室開催要項の制定についてをご説明させていただきますが、公益財団法人日本相撲協会が毎年開催いたしております少年相撲教室、本年度が全国で6ヶ所開催予定でございます。そのうちの1ヶ所が都城市で開催ということが決定いたしましたことに伴いまして、日本相撲協会からの開催費に係る交付金をいただくというものでございます。その金額30万円の歳入として上げております。

5ページをご覧ください。

歳出の部でございます。少年相撲教室開催費の補助金として増額30万円を上げております。

事業の実施主体といたしまして、都城市並びに都城市教育委員会、そして、実質的な事業主体といたしまして都城市相撲連盟が所属する一般財団法人都城市体育協会に実質的な事業の実施をお願いするということで、その運営費としての補助金を増額で計上いたしているものでございます。

なお、開催場所につきましては、都城市立南小学校、こちらのほうに平成17年度に相撲場を建設いたしております。そちらを活用させていただいて、南小学校の児童約100名を対象ということで開催予定しております。

○委員長

図書館長お願いいたします。

○図書館長

資料の4ページをご覧ください。

歳入の部ですけれども、この度、国際ソプロチミスト都城様から児童書購入費として10万円の指定寄附がありましたので、指定寄附として計上したものでございます。

続きまして6ページの歳出をご覧ください。

歳入補正で説明いたしました指定寄附金10万円を図書購入に要する経費として、備品購入費に追加補正したものでございます。なお、本寄附金につきましては、国際ソプロチミスト都城創立30周年記念事業として、児童書購入費のご指定で寄附があったところです。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して質問はないでしょうか。

○教育長

ソプロチミストさんは毎年寄附されているのですか。

○図書館長

そうですね。

平成元年から寄附いただいて、今年もこの30周年とは別に。毎年、いただいております。

来週の月曜日にまた今年の分の5万円を。30周年の時に10万円いただいたのですが、毎年の分はまた今度の月曜日に。

○委員長

ソプロチミストの最初の頃はとても会員が多かったのですが、色々な行事もあって収入も多かったのですが、今は会員の方も少ないので大変だと思います。貴重なご寄附だと思います。

○図書館長

昨年度で18名とかですから。

○委員長

この時は40名近くだったと思います。

○教育長

これは社会教育団体等で表彰されたことはあるのですか。

○教育部長

ないです。

○教育長

そういう団体にはやらないのですかね。

○教育部長

ただ、今回市政10周年ということで、市政に貢献された団体、個人については、大体市政の節目節目とかに貢献いただいているところを推薦いただいて、感謝状を贈呈という形には計画されていると思いますので、その際にお上げいただこうかと考えております。

○島津委員

スポーツ振興課のほうにお尋ねですが、これは新都城誕生10周年記念事業となっていますけれど、この相撲教室自体、相撲協会のほうで企画してそれに手を挙げるという形で行われるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

毎年、日本相撲協会のほうから各県を通じまして、募集を図っております。本年度も3月の下旬にそういう形で募集がまいりまして、私のほうで3月の下旬に審査をさせていただいて、今度は4月になってから認可をいただいたと、認証をいただいたという流れでございます。

○島津委員

そうすると、たまたま当市の10周年と手を挙げたのがうまく重なったということによろしいのでしょうか。

○スポーツ振興課長

そうです、資料のほうの訂正をお願いいたします。

参加者の中の指導者のところに、鳴戸親方、元大関琴歐洲さんのお名前があると思うのですが、鳴門親方の戸が門になっているかと思えます。こちらのほうを一戸、二戸、建物を表します戸のほうに変えていただきたいと思えます。同じく琴歐洲関の州がサンズイが抜けております。サンズイのある洲という字に訂正をお願いいたします。

○委員長

ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

○中原委員

今の相撲の件についてですけど、この30万円の使い道というのは、この表を見ますと、ちゃんこ、また別な報告案件の資料の中にありますけども、この教室に当たっての保険代で30万円という内容でしょうか。

○スポーツ振興課長

支出としまして、先ほど申しました相撲場が地域の方々、そしてPTAさんのご協力で平成17年に作った相撲場がございまして、会場として今回使うに当たりまして、現地を見ましたところ、瓦のほうの傷みとか、土俵表面の傷み等がございまして、その整備に約7万円かかる予定でございます。こちらのほうと、今言われました参加児童を中心にした子供さんに、ぜひちゃんこを味わっていただきたいということで、都城は日本一の牛、豚、鶏もございまして、それを使ったちゃんこを準備するというのと、あとは子供さんの保険料、そして、資料等に印刷製本が主な支出先になります。

○委員長

こちらは一般の方の見学もあるようなPRをなさるのですか。

○スポーツ振興課長

今回、定例記者会見で市長が発表することになりましたので、たとえばネームバリューになる方がお見えになりますので、そのあたりの対応を教育長もファンだということですので、たくさん来られるのではないかなということも想定しております。駐車場として、夏休み期間中でございますので、トラック隣の姫城中学校とか、ちょうど休館にあたりますので島津邸とか、そういうところを駐車場として確保をしておきたいと。できるだけ、せつかくの機会ですので、たくさんの方の参観をいただければと思っております。

○中原委員

この受講者というのは、南小の児童に限定で。

○スポーツ振興課長

学校のほうにご相談したところ、たまたま相撲クラブというものを立ち上げられて、今年4月から活動されているところで、今、十数名の児童が申し込みをして、クラブ活動をしていたというタイミングもありまして、非常に学校のほうも好意的に受けていただいて、学校の中で3年生から6年生を対象に募集をかけるという校長先生のお話をいただいた結果、南小に限定したいということで動いております。

○中原委員

何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○スポーツ振興課長

3年生から6年生で240名ぐらい児童がいらっしゃるのですが、そのうちの100名程度ということで、今回、指導ということでございます。協会のほうでも、それ以上では限界かなど。それ以上は対応が厳しいという話になりましたので。

○教育長

子供のまわしとかどうするのですか。

○スポーツ振興課長

子供のまわしは時間をとって申し訳ないのですが、日本相撲協会のほうからまわしともう一つ、簡易の体育館等で使えるマット式の土俵の提供をいただいて、学校に寄贈をさせていただくのです。それをちょっと前に切断をして、準備をしないといけないのですが、まわしを使うという指導は、資料にもあると思いますが、鵬翔高校の生徒さんとか、宮崎県の相撲連盟から加勢に来ていただくということで、十数名の方々に、子供が100名いますので、十数名でかかっていたということのようです。その事前準備は私どもとか、体育協会でももって切断する準備はしないといけない。

○委員長

南小に土俵ができるときは、とても話題になりましたけど、その後、余り使われていなかったから、もう一回相撲部もできていい機会になると思いますので。

○赤松委員

もちろん、参加希望者は性別問わずで、参加できるわけですか。

○スポーツ振興課長

女子の場合は、そのまま体操服の上からつける形で構わないということ。

2つの件に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第19号を決定させていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長

続いて、報告第41号を図書館長よりお願いいたします。

○図書館長

報告第41号 平成27年度第20回読書感想文コンクール事業要項について説明いたします。

児童が本に親しむ機会を作り、読書の楽しさ、すばらしさを体験させ、読書習慣の形成を図るものです。読書習慣の推進キャンペーンの一環として、市内小学生を対象に、第20回小学生読書感想文コンクールを実施するものです。募集期間は10月30日から12月15日で、表彰式は平成28年2月13日、土曜日に行います。

要項のほうで、今回、教育長に決裁をいただいた時に、何点か指摘があったのですが、まず4番の課題が自由ということで、読んだ本の中から一冊を取り上げ、感想を自由に記述するということなのですが、各学校から学年ごと3点ずつ提出なのですが、自由だと先生たちの負担が大きいのではないかと指摘がありました。

それから、また、各学校で審査で3点ということなのですが、これは大規模校と人数の少ない小規模校では、大分差があるのではないかとということで、この辺ももう少し考慮してほしいという指摘がありました。

また、学校賞についても、ずっと行っているのですが、これについても、学校賞のあり方についても検討してもらえないだろうかというようなことで、審査については、小学校の広報部会の先生方をお願いしているのですが、平成28年度以降は、今の指摘についてはまた協議しながら、要項の見直しを行っていきたいと思っています。以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの内容についてお尋ねはないでしょうか。

○中原委員

結局、課題は本年度はもう自由ということですか。

○図書館長

そうですね。本年度は自由ということです。

○委員長

各学校3点ずつというのを今年度は決まっているわけですから、来年、次回から人数に応じてということになるのですか。

○図書館長

まだそうなるかわからなのですけども。

○委員長

検討課題ということですね。

○図書館長

そうですね。これが平成8年の第1回の要項を見てみたのですけども、最初は、これは、くれよん号が入ったときに始めたのですけども、全作品を教育委員会に提出ということだったみたいです。9年、10年は、9年は2割程度を学校で選考してというような形になって、10年からは各学年一割程度、各学年5点を限度にというような、要は、審査に結構先生たちが大変ということだったみたいなのですが、年々生徒数も変わってきますので、また、検討の余地があると思っています。

○委員長

わかりました。

ほかにお尋ねはないでしょうか。

○島津委員

まさに学校賞のあり方みたいな話で、個人賞はそれぞれ学校別の生徒さんの出来栄えというかそういうことにつながりますけど、学校賞は基準としては3点出てきたもののレベルが高い学校とかそういう視点のご判断になるのでしょうか。

○図書館長

学校賞については、個人賞で最優秀賞、金賞、銀賞、銅賞あるのですけれども、各学校でどのくらいの生徒さんがこの賞を取られたかという、各学校で、全校、読書感想文を提出する学校もあれば、50%のところもあるので、その辺も点数として全部考慮しながら、学校賞を決めているような状況です。

○委員長

学校別に応募のパーセンテージが出ていますよね。あれは、学校が申請された数字なのですか。

○図書館長

一応学校で応募して、生徒さんから提出した分も申請ということで、申請数字を書いています。

○委員長

その原稿そのものはもう既に3篇だけが出てくるわけですよ。そういう数字になっているわけですか。

○図書館長

学校の先生に期待しておりますけども。

○教育長

多いところと少ないところがあるものですから、見たら200名、300名のところもあれば、10

名ぐらいしかいない学校もあって、各学校3名というのもちょっと変だなという気がするし、学校賞もそのパーセントでとるのも大変だなと思って、少しこういうところは見直していったほうがいいのではないかと、課題についても、勝手に読んでくださいというと、今度は学校でそれを全部先生が評価をするのも大変ですね。例えば、10冊のタイトルの本をそれぞれ先生が全部その本を読まなければいけないから、審査が大変で、そういうことも考えたやり方を少し検討していただいたほうが良いと。ちょっとお願いを私のほうでして、今年は間に合わないからこういう形でして。

○委員長

そういうことを考慮して、現状にあったベストなベターな方法を考えていただきたいと思います。では、ただいまの報告第41号はよろしいでしょうか。それでは、そのようなことで承認させていただきます。ありがとうございました。

○委員長

議案第23号を学校給食課長よりご説明お願いいたします。

○学校給食課長

それでは、議案第23号 平成27年度都城学校給食センター運営審議会等の職員についてご説明いたします。

学校給食課では、教育委員会の諮問といたしまして、給食センターの運営に関する重要なことにつきまして、調査、審議するために、都城市学校給食センター運営審議会を設置いたしております。今回、17名の方に委員として委嘱をするものでございます。別紙のほうをご覧くださいと思います。

内訳といたしましては、知識経験を有する方が1名、市立の小学校及び中学校長先生6名、都城市学校給食会市民会の代表者1名、市立の学校のPTAの代表者6名、それと保健所、医師会、薬剤師の代表者それぞれ1名ということでございます。

任期のほうで、6月1日から来年の5月31日までということになっております。委員の中で、女性の委員が今回5名ということでございます。3割を目処にということで、女性の委員をとということでありまして、おおむね満たしていると思っております。以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

すみません、お尋ねいたします。以前にはちょっとお聞きしたかと思うのですが、具体的にはこの方々はどういうことを審議されて、どのくらいの間隔で会を持たれているのでしょうか。

○学校給食課長

条例のほうにも書いてありますように、重要な事項を審議いただくということで、前回あったのが、今の給食センター、都城市の給食センターを建て替える時に、答申を諮問いたしまして、協議のほうをいただいております。それ以降は、大きな審議する事項がなかったということで、開催がされておられません。ただ、今まで委嘱をする時に集まっていたいて、辞令の交付は行っておりましたが、ここ3年はそれについても持って行ってほしいという形でやっております。

今後考えられるのが、給食センターの統廃合を行うという場合には開催したいと考えております。

○委員長

任期が一年になっておりますね。例えば、何も問題がなかった時はこの一年間はそのまま開かれないわけなので、名前だけで。

そうしますと、具体的に給食の内容とか、そういうことはどのような段階で今、とつても、給食はおいしくて、評判がいいようで問題はないと思うのですが、決定機関がどのような場があるのでしょうか。

○学校給食課長

まず、物資の選定については、毎月1回物資選定委員会というのを設けております。メンバーとしましては、校長先生3名、PTAから3名に出席いただきまして、物資の選定を行っております。

あと献立委員会というのがございまして、これも月に1回行っております。メンバーとしましては、給食の主任の先生方に出席いただきまして、献立の検討、栄養士が作った献立の検討をいただいております。

○委員長

今おっしゃった校長先生3名、PTA関係の3名の方は、この中の方ですか、別の方ですか。

ご意見はいかがでしょうか。

○教育長

運営審議会という年に1回開かれるという感じが私もしていたのですが、そうではないのですね、開かないのですね。今年はどうでしたかというようなセンターからの報告とかがあって、審議はしないわけですね。センターの運営に何か問題がありますかと、色々一年間の運用をした結果についての何か報告とかがあって、それを了承して、来年度の問題はありませんかということをする場所ではないわけですか。そのところは別にあるのですか。運営に関して。

○学校給食課長

運営自体に関しては、例えば、年に1回総会をやっております。給食会の総会でございます。これはすべての校長先生とPTAの代表者の方に出席をいただいて、もちろん決算が主なんですけど、その中で色々な検討をしていただくということです。

○教育長

何か問題が起きた時にやる委員会だと。

○学校給食課長

委員会は問題が起きた時ではなくて、重要な事項を決定する時に諮問をして、協議をいただくということです。

○委員長

これは委嘱された方々は、そういう認識でお引き受けになっているのですか。それは何か重要なことがある時だけの会で、ひょっとしたら年間、委嘱状だけで、実際に集まる会議はないということは承知されているのですか。

○学校教育課長

以前に全部説明を、全部の方ではないですけど、例えばPTAだったらPTAの事務所のほうにこういう会がありますということで、説明をしてから委嘱をしています。

○委員長

ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、この議案は、重要なことがあった時ということで。

○教育長

もう一ついいですか。重要な事案であるかどうかというのは誰が決めるのですか。

○学校教育課長

もちろん、我々、教育部長、教育長を含めて上げるべきかどうか検討してまいります、なるかと思えます。

○教育長

現場サイドからそういうものが上がってきて、重要だと認識があって、それが上がってきたら、会長まで上がってきて、運営審議会をやりますよというふうになるのですか。それともセンター長のところで判断をして、この会が開かれるという形になるのですか。

○学校給食課長

これは委員会の諮問ですので、教育委員会、私の判断だけではなくて、委員会で決定をして諮る。

○教育長

ここに一部しか書いていないからわからないのですね。

○委員長

条例を読んでいなくて、質問して申し訳なかったのですけれども、そういう性質のものというのはわかるのですが、大体、運営審議会とか、委員会が上がってくる時には、例外的に年間開かれなかったということはあり得ると思うのですけれども、例外的に開くというような、今おっしゃっているようなのはどうなのだろうという、ちょっと勉強が足りませんので。

○教育部長

さっきおっしゃったように、大きな都城センターを建設する、どういったセンターを作るか、大規模な給食センターでしたから、そういった内容についてどういったものを今、適切なセンターを作るべきかというような形で、ご意見をいただけることで委員会に諮問をしたのだろうということです。多分、諮問をするにあたって、諮問をしたいことは委員会に報告させていただいて、また答申があったら答申の内容を委員会のほうにまた報告をしていただくということになるのだろうと思いますけど。

今、教育長がおっしゃるように、多分、教育長として、これは審議会を開いて、まず審議しましょうかというような形で、内容としてあった時にはそういったことを検討していかなければならないだろうと思います。今のところそういったものは、重要な議案というものは考えられない。担当課長のほうにもないという認識をしております。

○委員長

今のご説明とあわせてそういうものだということを理解いたしました。

それでは、決定でよろしいでしょうか。

それでは、議案第23号を決定させていただきます。

○委員長

それでは、報告第38号、報告第39号、報告第40号を文化財課長よりお願いいたします。

○文化財課長

それでは、文化財課からご報告申し上げます。

まず、報告第38号 巡回企画展「戦国の都城」開催要項の制定について、別紙のとおり制定するものでございます。

これは、埋蔵文化財保存活用事業によりまして、より多くの市民の皆さんに都城の歴史に興味を持っていただくよう毎年実施をしているものでございます。開催計画書にありますとおり、有料の資料館を飛び出しまして、より多くの市民が集まる3ヶ所で開催をいたします。施設を訪れた皆さんが気軽に見学できるように、ロビーを使って展示をいたします。展示する3つの施設と展示期間は、2と3のとおりでございます。期間は約1ヶ月の予定となります。

内容は、都城市の由来となった都城跡をはじめといたしまして、市内の中世の城館跡から出土した陶磁器や金属製品などを展示いたします。展示内容については、4のとおりでございますけれども、展示ケース4台とパネル8枚で構成をしています。時間はそれぞれ施設の開館時間内で入場は無料となっております。

次に、報告第39号 戦後70年企画展、近代戦争と都城 平和の尊さを考える開催要項の制定について、別紙のとおり制定するものでございます。

今年は、アジア太平洋戦争からの終戦から70年の節目に当たります。マスコミをはじめといたしまして、全国各地の博物館、資料館等もさまざまな企画予定をしているようでございます。そして、戦争

映像や証言の収集を始めております。都城からもたくさんの人々が兵士として戦地に赴きまして、ふるさと都城に帰ることなく倒れられた方もいらっしゃいます。また、終戦間際の空襲で、民間人も犠牲になっております。

今回の企画展は、開催要項にありますとおり、人々の生活や日清、日露戦争からアジア太平洋戦争に向った関連資料等を展示いたします。そして、戦争を身近な問題としてとらえ、平和の尊さをみんなでゆっくり見つめ直していただきたいと考えております。あわせて、悲惨な戦争を繰り返さないためにも、史実を正しく語り継いでいくことが必要であると考えております。戦争資料コーナーのあゆみの部屋から企画展示室を除く1階を使って展示をいたします。

展示内容及び展示資料は、5のとおりです。No.の5のとおりなのですが、白丸と黒丸で項目ごとに区分けをいたしまして、衣装や様々な品物、写真とパネル等で展示をいたします。期間は夏休みが始まります7月23日から11月29日まででございます。当初は8月までの予定でございましたけれども、11月に中学校が平和学習を予定しているということが議会で報告をされました。このため、11月まで開催することにいたしましたものでございます。

なお、期間中は小・中・高生は無料にいたします。

続きまして、報告第40号でございます。これは30号の企画展開催でございます都城歴史資料館の臨時休館についてでございます。戦後70年の企画展を7月23日から開催するに伴いまして、展示替えのため、7月22日を臨時休館いたします。一階の企画展示室を除くすべての展示スペースを使いますので、21日の休館日と22日の臨時休館の2日間で展示替えを行います。

以上、3件ご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

3件についてご質問がありましたら。

○教育長

昨日、山之口小学校に行ってきたのですが、何か、平和学習で、山之口が機銃掃射を受ける映像を持っている人がいると聞いたのですが、聞いていませんか。

○文化財課長

ガンカメラで山之口の駅が銃撃される映像があります。ただこれを持っていらっしゃるの、公にできるものではないということでしたので、私たちも見ているのですが、購入しないとちょっとそれを展示ができない。宮崎の方が多分持っていらっしゃると思うのですが、一応それはDVDで私たちも頂いたのですが、これは公開していいものかということをお聞きしましたら、それはできないということでしたので、一応、私たちは見ることはできますけれども、資料館でそれを。

○教育長

それはダビングしたものが。

○文化財課長

私たちはダビングしたのをいただいたのですが、そのダビングしたものを宮崎の方も実はどこからかダビングしているので、その方も公開するわけにはいかないということで。

○教育長

何か山之口の小学校でそれを小学生に社会の授業の中で見せられているのでしょうか。

○文化財課長

そうなのですか、それは聞いていないです。

○教育長

そういう話だったような気がしますが。

○島津委員

もしかしたら、NHKで何ヶ月か前にやった番組で放送されていて、多分、データの出どころというのはおそらくNHKのアメリカの公文書館か何かからの資料公開だったということだと思います。もしそれだとすれば。

○文化財課長

NHKのテレビをダビングしたのであれば、それはそのまま自由で使えると思いますので、ただそれではなかったのかと思います。ただ、公文書館からのものは、購入しないといけないということで、大分県宇佐が今一生懸命、戦争資料館を平成31年に開館ということで、今、準備しておりますけれども、あそこは宇佐の1フィート運動をやっていた人たちがガンカメラ映像を都城も含めて、九州ほとんど手に入れていらっしゃるようです。ですから、それを公開した時の映像があるので。

それと、インターネットのYouTubeでかなりガンカメラ映像が出ておりますので、教育長にもスマホでちょっと見ていただきましたけれども、あれはかなり公開されております。ですからそういうところで見ることはできます。

○教育長

山之口では出てきたという話を昨日聞いたばかりで…。

○文化財課長

山之口が銃撃されたという映像は確かにあります。駅舎がやられていますので。ちょっとアメリカから買わないといけないものですから、市の予算では。

○教育長

山之口に聞いてもらって、ちょっと確認をしてもらえばいいと思います。

○文化財課長

5月15日に確か放送があったと思います。一応うちのほうにもそういう戦争遺跡の取材が来ておりましたので、15日に放送するというので、それと、28日か29日にも別のものがもう一回放送、2回放送があったということです。

○教育長

何か山之口の方がそれを持っていらして、実際あったという話だったから。学校が手に入れたというよりは、その人が持っていらしたのを持ってこられたということですかね。

○文化財課長

ひょっとしたら南九州文化研究会の麓にいらっしゃる山下博明さん、山下石油の方が持っていらしゃるのですよ。ひょっとしたらその方が見せられたかもしれないですね。

○委員長

ではそれは一応、ご確認していただくということで、ほかにありませんか。
よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの3つの報告第38号、報告第39号、報告第40号を承認させていただきます。

○委員長

報告第42号、報告第43号及び議案第24号を美術館長よりご説明をお願いいたします。

○美術館長

まず報告第42号ですが、第62回都城市美術展の開催要項の制定についてです。別紙のとおり、開催要項を制定するものです。会期としましては、9月19日から10月4日、搬入日を8月20日から30日、まだ審査員の先生と正確な調整ができておりませんので、9月2日、3日か3日、4日で今、調整をしております。そこは決まり次第、修正したいと思っております。

審査の2日目に昨年に引き続きまして、審査員の先生からの審査講習会を出品者の希望を取りまして、

希望者の方に美術館の会場のほうで講評会をやりたいと思っております。

それから、60回展から要項の見直しを行いまして、従来の4部門から平面、立体という形でやっておりますが、ここ何年かかけて新しい形へ微調整を加えながら調整していきたいと思っております。大きくは要項はそこまで変えておりません。変わったところで、高校生に対しての特別賞というものを新設いたしました。これは市内の画材屋さん、文具店さんのほうから協力依頼といいますか、お願いをしまして、高校生に対して文具券または図書券等を現物で出していただけるというお話がありましたので、入賞には至らなかったけれども、非常に惜しいという作品を選びまして、高校生に出そうということで、今回新設しております。表彰式については9月26日の午前中、10時からを予定しております。

あと、関連事業としまして、先ほど申しました審査講評会と実行委員の先生方による作品の相談会を7月25、26日の両日で行う予定にしております。

続きまして、報告第43号ですが、本年度の特別展「日韓近代美術家のまなざし 「朝鮮」で描く展」の開催要項を別紙のとおり制定するものです。今年度は、全国の公立美術館で組織しております美術館連絡協議会との共同企画ということで、都城を含めまして全国6館の美術館の巡回展ということで計画しております。20世紀後半における日本と韓国の美術品とそれぞれの国の美術家同士の交流に焦点をあてた展覧会ということで企画しております。会期が、都城の場合は10月23日から12月6日までということになります。主催の欄の先頭に都城市というのが漏れておりますので、付け足しておいていただくと、修正をお願いいたします。

観覧料につきましては、議題のほうで後ほどありますが、一般800円、高・大生が600円、括弧内は前売券及び下に書いてある高齢者の方、障がいのある方等の割引料金となっております。

関連イベントとしまして、作品に関連した映画のDVDを借りてまいりまして、上映会をやると思っております。あと、担当学芸員による作品の解説をしながらのギャラリートツアー等をご覧の日程で予定しております。以上です。

続きまして、関連なのですが、議案第24号 特別展 日韓近代美術家のまなざし 「朝鮮」で描く展の観覧料についてですが、先ほどご説明申し上げましたとおり、都城市立美術館条例第5条第2項の既定に基づきまして、特別展の観覧料を別紙のとおり定めるというものです。当日券が一般800円、割引は前売り券の割引が600円、高校生、大学生が当日券が600円、割引券が400円となっております。特別な期間としまして、文化の日の11月3日は入館無料と、それから家庭の日については、小中高生を同伴した家族の方については、入館無料という取り扱いをしようと思っております。割引の適用につきましては、1から6まで書いてあるとおりでございます。以上です。

○委員長

ありがとうございました。

質問はありませんか。

○教育長

最後のところの小中高生を同伴した家族の割引ということは、高校生を連れてきたら、高校生は入場料を払うわけですか。

○美術館長

全員。

○教育長

家族といえ、高校生を含めて。

○美術館長

高校生を含めて同時に入られる方は無料ということです。

○教育部長

高校生を含む同伴の家族という意味ですね。

○美術館長

一緒に来られた方全員無料ということです。

○委員長

すみません、お尋ねしますけども、前売券というのはどこで発売される場所というのは、どこにあるのですか。

○美術館長

前売券は美術館、それぞれの総合支所等と市内の画材屋さん、それから、コンビニのATMのような機械で出すコンビニチケットでも出せるように。あと、県立美術館とか、関連の近くのところの商店とかそういったところにもお願いに回って、複数のところで販売するようにはしております。

○委員長

それは、気づく方が難しいかなと思いますので、色々な方法で前売券の場所というものをポスターに載せたり。

○美術館長

ポスターとかチラシにはどこで売っていますというのは記載しますので、開催要項のほうに入っておりますが、これから広報でお配りするチラシ等の中に販売所の数、名称等を入れて、都城市内はここ、宮崎市内はここ、鹿児島県内はここという感じで分けて、載せておりますので。

○委員長

その前売券は開催日の前日までですね、この適用は、
ありがとうございました。

○教育長

この文章が、例えば、小学生と高校生が来た場合は、高校生はお金を払うのですか。

○美術館長

払います。

○教育長

その家族といった場合は、どこを指しているのですか。

○美術館長

両親と子供で来た場合です。

○教育長

そうすると、家族という概念が兄弟でも家族じゃないですか、小学生、高校生が来た場合は払わないといけないわけですね。

○美術館長

家庭の日なので。

○教育長

それでいいのだけど、家庭、家族はという概念が、親がいないとだめということだよ、これは。だから、家族と書かれると、小学生と高校生が行った場合は、払わなくていいのかなというふうに思う。家族という概念は、広くとれば全部入るし、狭くとっても自分の兄弟も家族だというものもとれなくもないですよ。

○美術館長

家庭の日の概念に基づいて割引をするという意味なので、保護者同伴ということで。

○教育長

そういうふうを書いていたほうがいいのではないのですかね。家族割引、家族はどの範囲が家族かと

いう。保護者というのも難しいから。保護者というと、親でなくても保護者という。

○委員長

おじさん、おばさんと一緒とか、おじいさん、おばあさんと一緒とか、家庭の日であれば、そういう概念も含めてもいいと思うのですが、その表現がどういう表現か。

○美術館長

表記はまた検討して、家庭の日の趣旨に沿うような表記を考えたいと思います。

○中原委員

報告第44号と議案第24号の絡みで、特別展というものの仕組みがよくわからないので、教えていただきたいのですが、報告第44号の9番、10番、芸術文化振興基金、協賛の報告内外でも大企業の名前が連なっているのですが、この助成もあり、協賛もある中でこの観覧料もいただくと。

○美術館長

今回の展覧会は、全国組織である美術館連絡協議会が主催というか、きておまして、そこに加盟する美術館6館を巡回するというものになっておまして、その美術館連絡協議会の本部組織というか、そちらの協賛が大企業のほうが入っておまして、あとの霧島酒造と南日本酪農については、うちが独自でお願いしたことということで、上のライオンとか清水建設、大日本印刷というところは、直接協賛をいただくというわけではなくて、本部組織のほうの協賛ということに入っております。

あと、芸術文化振興基金については、これはうちのほうで単独で、今、助成の申請をしているところで、まだ、内定通知は来ているのですが、まだ確定ではないのですが、一応申請中ということでは入っております。この大企業の部分については、すべて美術館連絡協議会のほうの本部のほうに助成なりが入るということで、うちには直接はないということです。

○中原委員

同じようなことを2点、振興基金からの助成は今、申請中ということで、これが間に合った場合、何か審査があると思うのですが、通った場合でも拝観料が必要であると、徴収すると。

○美術館長

美術の展覧会に関しましては無料に見せるというのに対しては補助金が出ないのです。うちは通常は入館無料ということでやっていますので、そういうのは全国的には珍しいところで、100円でも200円でも入館料をとるところが普通で、常設については無料という取り扱いをしているほうが全国的に数が少ないほうで、特別展等のこういうものにつきましても、対価をいただいてそれなりの作品に見せるということになっておりますので、ここを無料で入れるとまた補助金申請等や助成とかなかったということになるので、うちを含めまして、よそは神奈川県立近代美術館葉山、新潟県立万代島美術館、岐阜県立美術館、北海道立近代美術館、福岡アジア美術館とうちを入れて6館というところで、よそは県立クラスの大きな美術館ばかりなので、うちよりはもっと入館料が高い設定をしているのですが、うちは余り高い設定をするとまた入館者が減ったりしますので、このあたりが設定としてはぎりぎりのところなのかなと思っています。ほかの館からすると、なぜ都城だけ安いのだというような意見も出たりするのですが、若干内容は館の広さが違いますので、よそで展示したものがそっくりうちに来るわけではないのですが、若干中を精査して、うちの館に入る範囲で組み直しますので、若干数が減るのですが、そういったところで今、予定をしているところです。

○中原委員

特別展の日程、協賛の霧島酒造、南日本酪農が括弧書きで書いてありますけれども、これは何か意味が。

○美術館長

こちら、霧島酒造はある程度、まだ確定ではないのですが、理事会に提案するので、大丈夫でしょうという内諾はいただいているのですが、南日本はまだです。ちょっとアポをとっただけで、まだお話を正式にしていないので、一応交渉中ですよということで、括弧書きになっております。そこもまた交渉次第で修正していこうと思っております。

○教育部長

予算的なものも歳入としては市が幾らぐらい出してと説明を。

○美術館長

歳入につきましては、市のほうが1,470万円で、その半分を市の文化振興基金から充当していただくように、毎年、事業費の半分は文化振興基金からということで、残りの半分が一般会計ということになります。その残りの一般会計のところ申請をしている全国組織のほうの文化振興、名前が一緒なので、ちょっと紛らわしいのですが、文化振興基金のほう補助金が出れば、市の一般会計予算が減ることになるだけで、出たお金がその分事業費が増額になるということではないです。あと協賛をお願いしているのは、霧島酒造、南日本酪農のほうへお願いしている額は50万円ぐらいずついただけないでしょうかということで、今、交渉中です。その分は、チケットとかポスターに情報を入れるとか、会場にポスターを掲示するとか、そういったところで今、調整をしているところです。

○中原委員

企業の選定というのはこちらサイドで2企業だけを、ハンズマンに声をかけるとか、そういうことはないのですか。

○教育部長

ハンズマンは先日、実行委員会があったのですが、特にそういうものは出なかったもので、毎年、ここだけにしているのですか。

○美術館長

今までは、独自の協賛金をと声をかけたことがなくて、昨年、霧島酒造にお願いにきまして、承諾をいただいて、昨年は35万円の協賛をいただいたのですが、あと、デーリィさんも都城の優良企業なので、声をかけてみようということで、担当者の方にアポをとってお話は聞いていただけということになって、余り広げすぎても、うちの職員は5人しかいませんので、なかなか準備をしながらいろいろなところに交渉に回るというのが、なかなか大変なものでございまして、余り沢山声をかけすぎてもちょっとやりきれないというか。

○中原委員

優良企業というのをフレーズに出しちゃうと、うちは優良企業ではないのかということになって、そこは気をつけてやられたほうが、特に少数精鋭で回らないといけないので。

○教育長

ハンズマンも都城の企業でしょう。

○教育部長

そうですね、優良企業ですね。優良企業という言い方が何か美術館の役員ではないですけど、関わっている方に声かけしましたとか。

○美術館長

ほかのイベントとかに協賛を出されているところをピックアップではないけれども、なかなか協賛に名前を出てこないところに行っても、なかなかすぐには承諾をいただけなかったりするのです。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

宮崎の県立美術館も常設展は無料ですよ、いつも。

○美術館長

無料です。宮崎も前は入館料をとっていたのですが、何年か前から無料ということに、それでも特別展はとっていますよね。博物館法の中には、公立美術館は入館料はとらないと書いてあるのですが、管理運営上やむを得ない場合はその限りではないというような表現になっていて、とっているところがほとんどなのです。本来はとらないのが博物館法の趣旨にはあうと思うのですが、うちのほうが本当は正しいのではないのかなと思っているのですが。

○委員長

宮崎も常設展が無料なので、全国常設展は無料かと思っていました。今のお話を聞くと、常設展でも入館料をとられているのですね。

○美術館長

とっているところのほうが全国的には多いです。

○委員長

わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、報告第42号、報告第43号を承認させていただきまして、議案第24号を決定させていただきます。

○委員長

議案第22号を生涯学習課長よりご説明をお願いいたします。

○生涯教育課長

それでは、議案第22号についてご説明いたします。

22号は、都城市人権啓発推進協議会副会長及び幹事の委嘱、または任命についてでございます。都城市人権啓発推進協議会設置要項の第4条では、会長及び副会長について、また、同条第7条では、幹事についていずれも教育委員会が委嘱または任命すると規定しております。これに基づきまして、別紙関係資料のとおり、平成27年度の都城市人権啓発推進協議会の副会長5名及び幹事8名を委嘱するものでございます。

なお、行政から充て職として任命する会長及び副会長並びに幹事につきましては、辞令行為を省略するものでございます。また任期につきましては、いずれも委嘱の日から平成28年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

議案第22号について、お尋ねはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第22号を決定させていただきます。

○委員長

それでは、報告第34号、報告第35号、報告第36号、報告第37号をスポーツ振興課長よりご説明をよろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長

それでは報告第34号でございます。

先ほど議案第19号でご説明させていただきました6月開催いたします少年相撲教室開催費補助金の交付にあたりまして、単年度要求を制定しようとするものでございます。

事業内容につきましては、今年度、単年度の事業ということで実施をするということで、相撲教室の補助金を一般財団法人都市体育協会に対して支出をするために、単年度要項として制定するものでご

ざいます。

続きまして、報告第35号でございます。

都城市立スポーツ関係団体等運営費補助金の要項の一部改正でございます。

当該補助金につきましては、都城市体育協会の運営に当たりまして、その既存の、平成26年度までにつきましては、資料の中に新旧対照表というのがついているかと思えます。今回、改正案の第4条第2項第7号を通過しようとするものでございますが、これまではスポーツの普及啓発ですとか、諸々のスポーツ振興のための補助に要する経費等についての内容について定めがございました。

今回、体育協会の運営に要します職員の人件費ということで、新たに一部を追加いたしております。この背景といたしましては、平成26年度の7月1日をもちまして、旧都城市施設協会と一般体育協会等が一つになりまして、一般財団法人都城市体育協会として新たなスタートを切ったところでございます。その中で、施設管理部門とスポーツ普及と2つのものを担おうという形で当初スタートをいたしておりましたが、昨年の今年4月からの施設の管理につきましての指定管理業者選定の中で、他の業者にその部分が決まったということを受けまして、事実上、スポーツ振興業務だけになっていったという部分がございまして、その中で、雇用される職員の人件費をまかなっていただけの財源がなくなっていったという背景がございまして、この点につきまして、教育委員会と両輪で本市のスポーツ振興にあたっていただいている一般財団法人都城市体育協会の安定的な運営に資するために、その人件費補助という形をつけるということでございます。新しい体制といたしまして、今年4月から2名の方を雇用という形をとっております。専務理事と事務補助という形での嘱託の雇用という形になっております。その2名分の人件費相当分を拠出するための要項改正でございます。

続きまして、報告第36号並びに報告第37号につきましては、都城市スポーツ少年団関係の結団式及び中央大会都城市北諸県郡ブロック大会の教育委員会共催、二件の共催案件でございます。

これにつきましては、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第4条第1項第14号の規定に基づきまして、専決処分といたしたものでございます。これにつきましては、第36号が都城市及び北諸県郡、すなわち都城市と三股町とで実施いたしますブロック大会の競技といたしましては、バレーボール以下9の競技を開催いたします。開催については共催という形をとるものでございます。資料にも添付があるかと思えますが、宮崎県教育委員会をはじめ、都城市、三股町の教育委員会が共催に入るという形で、主管は都城市と北諸県郡のスポーツ少年団という形で運営されるものでございます。

第37号につきましては、本年度のスポーツ少年団結団式の共催分でございます。これにつきましては、4月27日に開催がなされております。以上4件の報告案件でございます。よろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、報告の4件についてご質問はありますでしょうか。

○島津委員

報告第35号で、都城市体育協会が指定管理になれなかったのですが、事務経費はその補助金の形でそちらの方に出すという形になるかと思えますが、これは、当初予算案との絡みでいうと、何か支出額の変更とか、何か組み替えみたいなことは特に不用ということになるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

本来ですと、平成26年度中にこの形の要綱の改正等を済ませておくべき案件であったと思っております。先行して予算編成の方は終わっておりまして、予算編成のほうは終わっておりまして、既にご承認いただいている案件でございます。補助金要綱のほうが遅れた関係のようです。

○教育長

報告第37号、報告第38号は、実際上がってきた時には、名義後援だよね。共催になっているのだけど、名義共催という名称で、その種類がよくわからないのだが。

○スポーツ振興課長

後援ですと、後援、名義後援という使い分けがあるかなと思っております。共催の場合は、共催1本ではないか。

○教育長

ようするに、お金とかは出しませんよ。責任は持ちませんよという。

○スポーツ振興課長

共催となりますと、ほぼ主催と同じ責任が必要になってくる。

○教育長

だから、困るなと思っているわけです。

○スポーツ振興課長

そのほうは、こちらのほうで整理をさせていただいて、来年度以降は対応したいと思います。

○教育部長

共催について承認しますと、最後下のほうに共通の共催の承認条件というものがありますけども、そこに例えば、行事の経費については、市としては少年団が全額負担します。市の支出はありませんとか、そういう形でもいいのですが。

○スポーツ振興課長

その経費についてはあっても、共催の場合はかまいません。

○教育部長

共催（名義）といのも変な感じですね。

○スポーツ振興課長

見ない形ではなっています。整理をさせていただきたいと思います。

○教育部長

名前があると、会場使用の取扱いは市が使うものと同じ取り扱いになると思いますので、無料になるという特典があるということです。

○委員長

それでは、今の件については検討いただくということでよろしいでしょうか。

報告第37号については、検討いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようなことを検討していただきまして、報告第34号、報告第35号、報告第36号、報告第37号を承認させていただきます。

○委員長

報告第32号、報告第33号、議案第21号、学校教育課長によりご説明をお願いいたします。

○学校教育課長

まず、報告第32号です。臨時代理した事務の報告及び承認についてということで、平成27年度都城市学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてということで、この件につきましては、先月5月の定例教育委員会で4月27日までに学校から推薦がありました42校、279名について、委嘱任命について承認をいただいたわけですが、その後、5月10日までに残りの11校から82名の委員の推薦が上がってまいりましたので、この委嘱任命について、報告承認をお願いするところです。

合計42校と11校ですので、53校の学校から上がってきまして、361名の委員が出そろったところになります。残りが3校残っております。安久小、西中、志和池中の3校がまだ推薦が上がってこ

ないと。それぞれの学校で、第1回の運営委員会を期日を決めて開きますので、それに間に合うようにということで、3校についても近いうちに上がってくるのではないかなと思います。3校につきましては、7月定例教育委員会からまた報告させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第33号ですが、平成27年度の都城市就学指導委員会委員及び専門員の委嘱及び任命についてということで、この件につきましても、5月の定例教育委員会で承認をいただいたところですが、就学指導委員会の委員として、新たにそこにありますように、医師会のほうから推薦がありました小児科医の政所先生が推薦に上がってまいりましたので、追加で承認をいただければと。前回、9名承認をいただいたのですが、政所先生を加えて10名ということで、お願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第21号についてです。

都城市いじめ防止条例の制定についてということで、都城市いじめ防止条例の制定につきましては、昨年度2月の定例教育委員会で承認をしていただきまして、本年度、平成27年4月6日から5月6日までの31日間でパブリックコメントを実施いたしまして、その結果、特に意見等がございませんでしたので、前回、付議いたしました内容と変更等はございません。また、今後の日程につきましては、お手元のいじめ防止条例のこのページに三番目にスケジュールが載せておりますが、6月19日までに市長部局の総務部長も決済を受けまして、7月中までに法規件等を審議会のほうにかけまして、その後、市長決裁も受けるようにしております。8月の庁議にかけまして、最終的に9月の議会で報告をするという流れで今後進めていきたいと思っております。これにつきまして、またよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、報告2件と議案1件についてご質問はないでしょうか。

5ページのスケジュールについて、パブコメの結果報告とありますけれども、パブリックコメントの締切がもう終わっています。

○学校教育課長

今回、特に意見がございませんでしたので、パブコメで意見が上がればそれを加味して条例の中身の修正をということで、また新たに、提案を付議するところだったのですが。

○委員長

これはいらなくなった。

○学校教育課長

特にありませんでしたので、このままで。

○委員長

今度のスケジュールにはパブリックコメントは入っていない。

○学校教育課長

もう終了ということです。

○委員長

お尋ねありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告の2件と議案の1件、報告を承認させていただきまして、議案を決定させていただきます。

【報告第31号】

○委員長

それでは、報告第31号を教育総務課長よりご説明お願いいたします。

○教育総務課長

それでは、報告第31号 専決処分した事務について。平成27年度都城市教育委員会名義後援について説明いたします。

ページを開けていただきまして、平成27年5月11日から5月25日までに8件の名義後援を承認しております。以上で報告を終わります。

○委員長

ありがとうございます。

名義後援についてご質問はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、名義後援は。

○教育部長

1点だけ、21番です、これは先ほど少し言ったのですが、名義共催の名義後援で、共催になっておりますので、21番は消していただいてももらえますか。重なっておりました。

○委員長

ほかについてはよろしいですか。

それでは、報告第31号を承認させていただきます。

12 その他

○7月定例教育委員会日程について

日程 平成27年7月7日(火) 13:30から

会場 委員会室

○7月臨時教育委員会日程について

日程 平成27年7月23日(火) 10:00から

会場 南別館4階研修室

○8月定例教育委員会日程について

日程 平成27年8月5日(火) 13:30から

会場 委員会室

○9月定例教育委員会日程について

日程 平成27年8月20日(木) 13:30から

会場 南別館4階研修室

以上で、6月の定例教育委員会を終了いたします。